

大阪市東成区役所国民健康保険料徴収関係窓口業務における会計年度任用職員
募集要項

大阪市東成区役所では、国民健康保険料に係る徴収関係窓口事務に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

国民健康保険に係る次の業務

- (1) 保険料等の徴収（期別保険料の領収、分割納付保険料領収）
- (2) 口座振替受付事務（登録、廃止）
- (3) 帳票の作成（納付書再発行含む）やデータ入力
- (4) 納付書等送付事務に係る補助事務
- (5) 電話による問い合わせへの対応
- (6) 保険料徴収にかかる必要な事務

2 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 国民健康保険業務あるいは各種徴収金の収納業務（債権回収業務）経験や自治体窓口における従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
(欠格条項)地方公務員法(抜粋)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) パソコンの基本的な操作ができる者

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 採用人数

1名

4 採用期間

令和8年11月1日～令和9年3月31日

※勤務実績に応じて再度採用される場合があります。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間

週30時間(1日7時間30分勤務、週4日)

平日の午前9時00分から午後5時15分まで、もしくは、

午前9時15分から午後5時30分まで(休憩時間45分)

※金曜は午前10時45分～午後7時00分までの勤務を命ずる場合あり

※第4日曜日の開庁に伴う窓口業務を命ずる場合あり

※本市職員の勤務時間などに変更が生じた場合は、上記時間割が変更される場合あり

(2) 休日

土曜日・日曜日・火曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

※平日の指定休は月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日のため、曜日が変更となる場合あり

(3) 勤務地

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 東成区役所内

(4) 報酬等

報酬(月額) 176,436円～196,620円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

- ・期末・勤勉手当は、1年目の今年度は任期が6か月以上ないため支給はありませんが、再度の任用がされた場合、期末・勤勉手当の支給があります。
- ・上記の他に通勤手当等が支給されます。
- ・上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等 会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数:8日 付与期間:11月1日(任用日)～3月31日(任期満了日)
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇 ・育児時間休暇・子の看護休暇※1・短期介護休暇※1・ドナー休暇 (※1)別途取得要件あり ・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇・妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険 健康保険(大阪市職員共済組合(短期組合員))、厚生年金保険、雇用保険

(7) 注意事項

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

- ・地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)により、在職中は収賄、過激な政治活動への参加などその職の信用を傷つける行為をしてはならない。
- ・地方公務員法第34条第1項(守秘義務)により、在職中はもちろん退職後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 選考方法

選考会場において提示する本市課題についての論文試験及び面接試験

7 選考日時及び場所

(1) 日 時

令和8年9月29日(火)午後1時開始

※当日は午後0時45分から受付を開始します。

※集合時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。ただし、交通機関の遅延等、受験者の責めに帰することができない場合は除きます。

(2) 場所

大阪市東成区役所内 会議室

8 申込方法等

提出書類を「東成区国保料徴収事務 会計年度任用職員 採用申込書在中」と朱書した封筒に入れて、送付または持参してください。

(1) 提出書類

※書類等に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

①大阪市東成区国民健康保険料徴収関係窓口業務等会計年度任用職員採用申込書 1通

過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。(写真の裏に氏名を記入して貼付してください。)

②申し立て書 1通

申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※採用申込書及び申し立て書は、区役所の様式に限りますので下記の提出先まで取りに来ていただくか、東成区役所ホームページから取得してください。

③返信用(受験票送付用)の定型封筒(長形3号) 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

(2) 受付期間

送付の場合は、令和8年9月15日(火)必着とし、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

持参の場合は、令和8年9月15日(火)の午後5時30分まで受付します。

【提出先】

大阪市東成区役所 窓口サービス課(保険年金・管理) 1階 12番窓口

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

大阪市東成区役所 窓口サービス課(保険年金・管理)

9 受験票について

(1) 令和8年9月16日(水)に、受験票を送付します。

- (2) 受験票が届かない場合は、試験日前日までに東成区役所窓口サービス課(電話06-6977-9946)まで連絡してください。
- (3) 受験票は令和8年9月29日(火)の試験当日必ず持参してください。

10 結果の発表

- (1) 可否については、受験者本人あてに文書で通知します。
なお、受験者全員に通知しますので、お電話等でのお問合せには応じません。
- (2) 筆記(論文)試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。
- (3) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は不合格となります。
- (4) 申込書記載事項に虚偽があれば、採用の決定を取り消すことがあります。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

12 問い合わせ先

大阪市東成区役所窓口サービス課(保険年金 担当:柴田)
東成区役所 1階 12番窓口
電話番号 06-6977-9946